

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第九号

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二に次のように加える。

12 奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）に基づく手数料

附 則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。